

裁判員等経験者との意見交換会

1 日時

令和2年2月19日（水）午後2時から午後4時

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 主催者

鹿児島地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者6人

鹿児島地方裁判所刑事部総括判事 岩田光生

鹿児島地方裁判所裁判官 溝口翔太

鹿児島地方検察庁検察官 濱宮健太

鹿児島県弁護士会弁護士 永里桂太郎

5 議事内容

別紙のとおり

(別紙)

※ 裁判員経験者を「裁判員経験者1」等と表示する（5は欠席のため、裁判員経験者は1，2，3，4，6及び7の6人である。）。

○司会者

鹿児島地裁刑事部の岩田です。よろしくお願いいたします。

まず、本日御参加いただきました皆様には、お忙しい中、裁判員として執務していただき、また、本日も裁判員の経験者意見交換会に御参加いただきまして、御礼を申し上げます。この意見交換会は、今後の裁判員裁判をよりよいものにするために、実際に裁判員を経験なさった方からお話を伺うことを目的として開催しております。率直な御意見を言っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では最初に、皆さんが参加された御感想からお聞きします。テーマを絞った御意見は後にお聞きしますので、とりあえず全般的な感想を順にお伺いしていきたいと思えます。1番さんからお願いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者1

裁判員に選ばれるまでは緊張していましたし、裁判員に選任された段階でもかなり緊張していました。自分にできるのだろうかという不安もつきまわっていましたが、実際に裁判員として参加をすることによって、自分が持っていたイメージが変わりました。最初はもっと堅いイメージを感じていたのですが、評議の中で話をさせていただいて、自分たちの考えも反映していただいて、自分たちとしては十分納得ができる結論をお出しできたのかなと思っております。一番肝心なのは、自分が最初はそうだったように、裁判員裁判について、堅いイメージではなく、もっと開かれた形での裁判というイメージをみんなに持ってもらえたらと感じたところです。

○裁判員経験者2

初めて裁判員裁判に参加するという通知が来たときは、詐欺の文書じゃないか

とあって、最高裁判所に電話させていただいて、確かめました。自分にそういうものが届くと思ったことが一度もなく、「こういう通知が来ますよ。」というのも、事前に広報もなかったので、戸惑いました。でも、実際に参加してみて、同じ裁判員、補充裁判員の方、裁判官、弁護士、検察、それぞれの間模様を垣間見ることができて、参加できてよかったなと思っております。

○裁判員経験者3

自分には関係のない話と思っていた裁判員裁判のお知らせが、ある日突然届いて、参加することになりましたが、裁判を通して、被告人という方たちも、もしかしたら自分の生活のもっと身近なところにおいて、普通の暮らしをしていて、たまたま事件になって、そこに居合わせたということなのかなと考えました。裁判長、検察の方、弁護士の方々と同じ時間を過ごせるということも、今までの自分の人生ではなかった経験でした。裁判員制度は国民の義務ですし、本当に心理的なストレスがあるとか、負担があると思った場合には辞退もできますので、私は、皆さんが積極的に参加することで司法が身近になってほしいと思っています。火事であっても、事故であっても、自分も当事者になり得るかもしれないということ、裁判に登場するのは、みんな普通に暮らしていた普通の人たちなのだとすることもあわせて伝えていく活動を、今後も続けていけたらなと思っております。今日もよろしくお願いいたします。

○裁判員経験者4

私も裁判とか裁判所とかはテレビの中でしか知らない世界だったので、まさか自分が裁判員をやるとは思っていませんでした。実際、抽せん会場で最後に番号が出て、すぐに隣の部屋に行って宣誓をしても、なかなか現実として受け入れられなかったのですけれども、裁判が始まってからの4日間、裁判官の方も検察官の方も、弁護士の方も、一つの裁判をするにあたって、皆さんすごく真剣になされていたのが印象的でした。その後、自分が仕事をしていく中でも、私の仕事も自分が選んだ仕事だし、もっと一生懸命頑張ろうと思えるようになりましたし、自分のため

にもよかったなと思いました。

○裁判員経験者6

私も選任されるまでは、裁判について深く考えたことがなかったですし、選ばれるとは思っていなかったので、いざ参加すると決まったときは、正直、不安でしたが、皆さんと評議をする中で、皆さんいろんな意見を持っていたりして、自分の見聞も広められましたし、裁判に対しての考え方もちょっと変わってきました。あまり経験することができない裁判員になることができ、参加してよかったと感じました。

○裁判員経験者7

幸か不幸か裁判員に選ばれて参加させてもらいましたが、人生でそんなに何度かできるような経験でもないし、一生で一度も経験することがない方もいらっしゃると思います。裁判官や弁護士、検察官の方とお話をする機会をいただいて、非常にいい経験ができたなと感謝しています。選ばれたときは、人ひとりの人生がかかっているの、その責任が自分に果たせるのかなと思ったのですけれども、裁判長、裁判官の方々の雰囲気づくりがとても上手で、リラックスして自分の意見を言うことができました。そうした雰囲気に助けられて務め上げることができて、感謝しています。いい経験をさせていただいたなと思っています。

○司会者

どうもありがとうございます。とりあえず、ウォーミングアップを兼ねてと思って、一言ずつ口を開いていただいたのですけれども、これからは少しテーマを絞って、それについてお話を伺っていきますので、全員の方にといいよりは、「その点は意見があります。」ということで、積極的に皆さんのほうからお話いただくと助かります。

まず、裁判員に参加されるにあたっての御苦労とか不安、期待、そういった項目です。やはり最初の呼出しがあったとき、驚かれたり、あるいは不安に思われたりというようなことがあったかと思います。最初に呼出状が届いた際の気持ちなど

について、何か思い起こしていただいておりますけれども、いかがですか。

○裁判員経験者 1

最初に呼出状が来た段階では、どんな事件かもわからないので不安でした。裁判所から手紙が届くということが自分の中でそうあることではなかったので、来た瞬間は緊張が走りました。手紙を開くと、事件の番号が書いてあるのだけれども、「この事件は何なのだろう。どういうことをしなければいけないのだろう。」と、そのときは不安が大きかったです。「やはり義務だからしないといけないのだろうか。」とか、職場にも、「行かなきゃだめなんだろうか。」という相談はしましたし、最初の段階では不安のほうがずっと大きかったのが正直な気持ちでした。

○司会者

ちなみに、その不安を解消するのに、例えば、書いてある裁判所の電話番号に電話して聞いてみようとか、そういう行動はとられませんでしたか。

○裁判員経験者 1

同封されていたガイドブックに、手続について詳しく書いてあったので、それを読みました。最初の段階ではまだ当たらないかもしれないというので納得して、正直、選任されないだろうという思いで選任手続に来ました。

○司会者

わかりました。ほかの方はどうですか。

○裁判員経験者 3

私も「わ、来た。何か面倒くさそう。」というのが正直な感想でした。なぜそう感じるかというと、参加したことがないので、何をするのがわからない、どういう事件なのかもわからないからだと思いますが、それは経験したことがないから感じただけだったのかなと、経験した後の今では思います。なので、あのしおりの中にも、「自分の意見は偏っていると思うかもしれないけれども、量刑のデータベースがあって、いろいろな事件との比較をした上で、偏りのない判決ができます。」

とか、「選ばれた皆さん8人で和気あいあいとして、誰でも自由な意見を出し合えます。」ということ、私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」という制度のキャッチフレーズとともに、もっと大々的に伝えていったらいいのではないかと思いました。

○司会者

任務の内容についてももう少し具体的なイメージを持てるような説明が、最初からあったほうがいいということでしょうか。何をやるのか、いまいちイメージがつかめないから不安が先行すると。

○裁判員経験者3

「何か面倒くさそう。」というのが最初にあって、その後、実際に選ばれてから、具体的に何をすることがわからないことへの不安、負担が生まれてくるのかなと思います。実際に参加してみないとわからないことは、参加した経験のある私たちの言葉で伝えていく活動しかできないのかなと私は感じています。

○司会者

呼出状が届いた際の不安な気持ち、期待でもいいのですけれど、そういったことに関して、もう一方くらい、伺ってもよろしいですか。いかがですか。

○裁判員経験者4

正直、最初に通知が来たときは忙しくて中身を全然見ていなくて、実際に選任手続に来てくださいというときになって初めて、そういえば手紙が来ていたなと思いました。仕事を休まなければならないことについて、上司に相談したところ、「会社としては、行くとは言わないけれども、本当に行くの？」という、見えない圧力ではないけれども、そういう反応でした。でも、私は性格的に、不安を感じるというよりは、普段経験できないところに行ってみたいという好奇心のほうが強かったので、「でも、どうせ選ばれないだろう。」と思いながら、選任手続に行ったという流れです。私はそんなに不安はなかったです。

○裁判員経験者7

最初に裁判所から書類が届いたとき、まだ子どもが生まれて3カ月か4カ月くらいだったのですけれども、確か、産後2、3カ月に該当する人は、辞退できるみたいなことが書いてあった気がして、これはなかなか大変な感じだなと思いました。そのときは、実際に呼ばれることになるかもわからなかったので、流し読みだったのですけれども、夫とも話していて、「生後、こんなに小さくても来るんだね。」みたいな感じだったので、辞退できる範囲については、もう少し長く見てくれてもいいのかなというのは思いました。

○司会者

呼出しに関しては、結構不安な気持ちもあったり、むしろ好奇心から参加してみたいという気持ちもあったり、他には、最初に名簿に登載されたときの辞退事由に関する説明について、辞退に厳しいようなニュアンスに受け止められたというお話もありました。現実には、同居の親族を養育、介護している場合には辞退できるのですけれども、最初に最高裁判所から届く書類の説明は、1年間を通じての辞退はできないということだったのではないかと思います。

実際に呼出しが来て、皆さん方はそのときに辞退などをされずに、現に裁判に参加して下さったわけなのですけれども、その裁判の期間中、それなりに長い期間お仕事を休まれたり、あるいは、御家族に何かカバーしていただいたりというようなことがそれぞれおありだったと思います。その点について、どういう状況だったか、あるいは、周りの方々の反応はどうだったかなどについて、教えていただければと思いますけれども、どうでしょうか。

○裁判員経験者2

私の職場は介護施設、医療法人なのですが、裁判員に参加をすることが決まったときに、自分の職場の就業規則がどうなっているのかということをもまず自分で調べると、裁判員になった場合について明確には書いていなかったという問題がありました。ただ、大まかに、「公民権の行使をする場合は、その期間中は特別有給休暇を与える。」という、ざっくりとした文言で規定されていて、職場の法人の社労

士さんや弁護士さんに確認して、その公民権の中には裁判員も入るのではないかと
いうことで、参加をさせていただいたということになります。職場では、初めての
ケースだったので、協力的に対応していただきました。

家族からは、特に年配の60代、70代とかの方たちからは、「あんた、何か
悪いことしたんじゃないの。」とか、「裁判に呼ばれるなんてよっぽどだよ。」と
いう反応があって、裁判員という制度への認識が薄いのかなと思いました。裁判所
イコール何か悪いことをした、みたいな、そういうイメージがあるみたいで、うち
の親戚に広まりそうだったので、あまり言わないようにしました。

○司会者

そのほかの方はどうですか。仕事を休まれる関係、あるいは家族に何かカバー
していただくといった点で、どんな反応、あるいは御苦勞があったかというよう
なところを御紹介いただけないかと思うのですが、どうですか。

○裁判員経験者6

私が勤めている会社は、裁判員休暇のようなものがある会社だったので、相談
すると、「全然問題ないですよ。」みたいな感じで言われて、もし裁判員になっ
ても、ほかの人と代われるような勤務体制をつくってくださったので、参加はしやす
かったです。

○司会者

ありがとうございます。逆に勤務先にそういう休暇の制度がなくて苦勞をされ
たというような方はおられますか。

(発言なし)

○司会者

皆さん、割とそういう意味では、職場関係では恵まれていたということでは
うか。ありがとうございます。

御家族からは何か不満みたいなこととかを言われたようなことはありません
でしたか。

(発言なし)

○司会者

次に、鹿児島県は離島もあって、県が広いものですから、遠方からの御参加ということもあります。今回、離島から御参加の方はおられません、この中では1番さんと3番さんが遠方からの御参加ということで、その辺の御苦勞があれば、お話しただければと思います。

○裁判員経験者1

私は、大体1時間程度、車を運転して通っていました。通常、そのくらいの時間通勤される方もいらっしゃるのですが、自分はそのことについては特に負担はなかったです。ただ、運転中、「今日はどんなことになるのだろうか。」と、どうしても事件のことを考えてしまうのが、それ自体がいいのか悪いのかわかりませんが、そこを切り替えられなくて運転に集中していない自分がいたのはちょっとどうだったのかなという思いはありました。

○裁判員経験者3

私は高速を使って1時間半ほどかけてこちらに来ていました。私も移動時間の長さは特に負担にはならなかったのですが、1番の方がおっしゃったように、移動時間中ずっと事件のことを考えてしまっていました。今の話で思い出したのですが、2日目か3日目の帰り、事故ではありませんが、インターチェンジを間違えて、一つ先まで行ってしまったということがありました。ただ、私が参加させてもらったときは、離島から来られている方もいらっしゃって、その方たちの御苦勞に比べれば、自分なんて、と私の場合は思っていました。

○司会者

ありがとうございました。

では、次に、刑事裁判に参加するという事自体への不安とか、あるいは、実際の裁判の中での精神的な負担といったところをテーマとしてお話ししていきたいと思います。1番さん、2番さんは現住建造物等放火、殺人の事件でしたし、3番

さん、4番さんは傷害致死、6番さん、7番さんも殺人ということで、いずれも故意の行為で人の命が亡くなっているという、重い事件であったわけですがけれども、皆さん、そういう事件の重さにかかわって、重大な判断をしなければならないことについて、不安なり負担なり、お感じになったところをお聞かせいただきたいと思います。

○裁判員経験者2

刑事裁判というのが、殺人とかそういう部類の事件を取り扱うものというのはわかっていたのですが、インターネットでは、「裁判の中で、凄惨な殺人現場の写真を見ることになってストレスを感じている。」という裁判員経験者の意見を見かけたので、実際に自分の裁判が始まるまでは、不安で身構えていました。そうして身構えていること自体がストレスになったという部分もありました。私たちの裁判では、そういう凄惨なものはないのですが、もしあると聞いていたら、不安というか、気持ちは違っていたかなと思います。

○裁判員経験者1

自分たちが裁判員に選任されたとき、どういったことを争う事件なのかを整理して示していただいた中で、心神耗弱とか心神喪失だとかを争うものだと聞いて、刑事裁判の中で使われる難しい言葉が分からないことについて、大きな不安を持ちました。選任されてから裁判が始まるまでの間に、職場の方で弁護士の資格を持っている方に、「実は裁判員に選任されていて。」ということで、心神耗弱とか心神喪失といった言葉について聞いてもいいか尋ねたのですが、その方は、「ちゃんと裁判官の方が説明してくださるから、それを聞いて、自分の中で判断すべきだ。私が言うことで、下手に先入観を持ったりするのもよくないから。」とおっしゃっていました。実際に裁判に参加していくと、こうした言葉が分からないことの不安は解消されていったのですが、刑事裁判に参加するとなると、分からない言葉がたくさんあるということについては、最初は不安に思っていました。

○司会者

ありがとうございます。

裁判員裁判では、御遺体の写真などはなるべく調べないといいますが、調べる必要がある場合でも画像を加工する、白黒あるいはイラスト化などをして、皆さん方の精神的な負担をなるべく減らすようにとということをやっています。6番さん、7番さんの事件では、白黒化されていたとはいえ、殺害現場になった部屋の写真なども調べまして、我々も皆さん方への精神的な負担を心配していたところですよ。その当時どうであったか、あるいは、その後、まだ今も引きずっているとか、そういうことはないでしょうか。

○裁判員経験者6

ドラマとかでたまに赤色の血とかを見たりはしますけれども、やはり実際の事件で赤い本当の血だと、やはりダメージを受けたと思うので、私の裁判では、白黒にしてくださったところは助かりました。

○裁判員経験者7

私も、白黒だったので、抵抗なく見られましたけれども、耳で聞くよりも目で見たと情報のほうが圧倒的に入ってくると思うので、白黒とカラーの写真では、被告人に対する印象というのは違ったのかなとは思っています。

○司会者

カラーの方がより臨場感がある、インパクトが違うということなのでしょうか。

○裁判員経験者7

そうですね。より残忍性を感じて、量刑とかに影響したらいけないのではないかとということも気になりました。

○司会者

もしカラーで調べていけば、そのインパクトが違っただろうという御指摘のほか、何か精神的なダメージみたいなものは大丈夫だったと思われませんか。

○裁判員経験者7

私は多分大丈夫だと思いますけれども、大丈夫じゃない方のほうが多いかなと

思います。

○司会者

わかりました。3番さん、4番さんの事件で調べた写真は、御遺体の顔は白くマスキングしたような形で、ただ、遺体があったベッドのところの写真を取り調べたのでしたね。

○裁判員経験者3

私は、現場の写真とか御遺体にかかわるところの画像については、精神的に負担になるというタイプではありませんでしたし、実際に判決を下すためには、やはり写真から情報が入ってきたことによって、文字よりも圧倒的に知ることができたことが、すごく大切だったと思います。やはり負担になる人たち、ずっと残ってしまったという方たちもかわいそうだなとは思うのですけれども、私はあってよかったと感じて参加できました。

○裁判員経験者4

写真は顔が白塗りされていたので、そんなにダメージにはなりませんでしたが、部屋の間取りや家の様子の写真などで十分状況は想像できました。ただ、裁判員に選ばれた話を周りにすると、特に女性には、「え、血とか見るんでしょう。絶対に行きたくない。」みたいな反応をする方が多かったです。

○司会者

ありがとうございます。ちなみに、今でもあのときに見たものがちょっと記憶に残っていて、生活しづらいつか、病的なものというわけではないけれども、何かちょっと嫌な感じという、そんな方はおられますか。裁判所で御案内しているメンタルヘルスサポートを御利用になった方はおられますか。

(発言なし)

○司会者

皆さん、御利用になっていないですかね。ありがとうございます。

では、今のところの話は以上にさせていただきます。次は、公判審理のわか

りやすさについて伺っていきます。検察官、弁護人の活動として、最初に印象的に記憶に残っておられるのが冒頭陳述ではないかと思います。皆さん、検察官、弁護人がなされた冒頭陳述がどうだったかということについて、細かい点までは記憶があまり残っていないかもしれませんが、思い出せる範囲でどうだったか、御記憶がある点をお話いただければと思います。

○裁判員経験者3

私は、検察官の冒頭陳述で事件の内容を聞き、その後に弁護人の冒頭陳述で、被告人の生活、人生に寄り添った弁護人からの言葉を聞いて、「この人を裁く手続が始まるんだな。」と、自分の中でスイッチを入れることができました。私たち一般人にとっては、弁護人の言葉が、被告人を知るためには大事であったように感じます。もちろん、検察官の方が悪いとかということではなく、弁護人の方の仕事というものが、素晴らしいお仕事だなと個人的に感じました。

○裁判員経験者4

やはり最初の冒頭陳述がすごく印象的でした。検察官の方は、裁判員のためを思って、ゆっくり、丁寧にわかりやすく話していただいて、ものすごくよかったなと思います。一番衝撃的だったのは、弁護人の冒頭陳述で、本当にドラマみたいな、資料もなしに、被告人の生い立ちから、どんな人生を歩んでこられたかということが全部想像できる、素晴らしい冒頭陳述でした。裁判員6名中、2名はぼろぼろと涙を流していました。それだけのお話をするのに、とても練習されて、覚えてこられたと思うと、被告人のためにここまでできるのもすごいなと思いましたし、それを聞いて、私たちも真剣に取り組まなくてはと思いました。

○司会者

ありがとうございます。本日御出席の永里弁護士がペーパーレスで冒頭陳述されたのが、3番さん、4番さんの事件ですね。

11月の事件は、心神耗弱など、責任能力に関するところが争点になる事案でしたけれども、冒頭陳述を聞いたときは、イメージが持てそうでしたか。先ほど1

番さんが、「ちょっと言葉が難しくて。」というお話をされていましたが、やはりその段階ではイメージが持ちにくいという感じでしたか。

○裁判員経験者 1

事前に裁判官の方から、心神耗弱とは、心神喪失とは、完全責任能力とはと、一般的なお話を伺っていましたし、実際に裁判に入ると、弁護側、検察側、それぞれの資料が手元にあったので、わかりやすく裁判が進んでいったと感じています。

裁判員になる前と今では、そういった難しい言葉に対するイメージが全く変わりました。難しい言葉がわからなくても大丈夫だということが、事前にもう少し伝わっていたら、裁判員として参加することに対するハードルが下がるのではないかと思います。

例えば、裁判員をする前は、正しい判断をできていない人が犯罪をするのだから、そういう人は誰でも何かしら心身に影響があるのではないかと、そういうことを心神耗弱というのではないかと考えていました。でも、それは違うということが今では自分でもわかっています。心神耗弱というと、裁判の中でも、「どうせ罪にはならないんでしょう。」みたいな発言が出てきて、自分も以前はそういうイメージを持っていたので、「そういうことではないのだな。」ということがわかるようになりました。実際に自分たちの事件の判決では、心神耗弱ではなく、完全責任能力があったと判断しています。

一般の人たちが法律の専門用語に対して持っているイメージと、実際には違う部分をもっと皆さんに伝わると、わかりやすくなるのではないかと思います。

○司会者

6番さん、7番さんに担当していただいた事件では、犯罪事実そのものには争いがなく、どちらかと言えば、被告人の精神的な未熟さを弁護人が指摘しているという事案でしたけれども、冒頭陳述では双方の主張は理解できましたか。

冒頭陳述に関しての御感想などがあれば、教えていただきたいと思います。

○裁判員経験者 7

争点が量刑だけの事件だったので、弁護側の冒頭陳述は、被告人はあまり恵まれた環境ではなかったという生い立ちで、精神的に未熟だったということを争点にしたいということがとてもわかりやすかったですし、裁判官からも、そこが争点になると事前に説明があったので、弁護人が主張したいポイントがよくわかりました。検察側も、残忍性と身勝手な動機という、双方の主張も非常にわかりやすく、よく理解できました。

○司会者

ありがとうございます。

それでは次に、証拠調べの場面について伺っていきます。どの事件でも、最初は検察官が請求された書証、証拠書類の読み上げが行われて、その後に証人尋問なり、被告人質問なりという流れになりますけれども、最初の検察官請求分の証拠書類、書証の取調べについて、何か、見て、聞いて、わかりやすいように工夫がなされていたか、あるいは、こういう点がわかりにくい部分があったとか、そういった御指摘があれば、お願いしたいと思います。

○裁判員経験者2

私たちが担当した事件は、被告人が自宅に放火したのが、次男さんが帰ってきた時間帯なのか、自宅にいた時間帯なのか、つまり殺す意図があったのか、なかったのかということが争点になっていたのですが、その時間に関する直接的な証拠がない状況で、実際に自宅に放火したときには次男さんがいたという認定をしなければいけませんでした。判断する側としては、重要な点だからこそ、もう少しきちんとした証拠を出していただきたかったなと思っています。

○司会者

今のお話は、次男が帰宅した時間帯を特定するために、学校と家の間のある地点で誰が何時に目撃した、別のある地点で誰が何時に目撃した、といった証言を統合した証拠があったのだけれども、「何時に目撃した。」というその時間が、何をもとに特定されているのかがはっきりしなかったということでしたよね。

○裁判員経験者 2

そうです。本当にその時間であっていたのか、ということです。人間って思い込み、刷り込みがあるので、その立証を検察も、弁護側もしっかりしていただければよかったかなと思っています。

○司会者

何かしらの根拠があって、何時であるという主張をされていたのだろうけれど、その根拠が何なのかがわかりにくかったということですかね。

そのほかに、検察から請求分の書証の関係で、何か御感想はありますか。あるいは、弁護側請求分の書証でも構わないですけども。

6番さん、7番さんの事件では、弁護側請求分の書証、被告人の支援にかかわった自治体あるいは病院関係者の供述書などがたくさん出てきたかと思えますけれども、何か記憶に残っておられるところはないですか。

○裁判員経験者 6

施設の名前とかが、三つくらい急に出てきたので、公判中にちょっと頭がこんがらがってしまいました。事前に紙で詳細に書いて説明していただいていたほうが、整理しやすくわかりやすかったかなと感じました。

○司会者

供述調書でずっと読み上げられる情報の中に、何か所かの施設みたいな話が出てくるときには、それが地図みたいなもので同時に載っていて、一覧できるものがあると頭に入ってきやすいという、そういうイメージですかね。ありがとうございます。

○裁判員経験者 7

検察側、弁護側のどちらなのかわかりませんが、この事件は被告人がお金を使いすぎていて、親戚からもお金を借りていて、「仕事をしなさい。」と言われたことから起こした事件だったのですが、お金の使い道については双方の意見が食い違って、お金の流れが最後までわかりづらかったと思いました。例えば、月に2

0万円使っていたのか、40万円使っていたのかでは心証が大分違うので、そこはもう少しはっきりしてもらえたらわかりやすかったと思います。

ケースワーカーさんの話で印象に残っているのは、3人くらいの方の被告人に対する印象が結構違っていったことです。一人の方は、「明らかに何かちょっとおかしいのではないかと思った。」とおっしゃっていましたが、もう一人の方は、結構被告人に寄り添った感じで、親族間のトラブルについても、「働け、働けというのはわかるけれども、普通の職場では働くのはちょっと難しいのではないかと思う。」ということをおっしゃっていました。専門的に見れば、精神科医の診断が全てだとは思いますが、同じ被告人に対してでも、見る人によって割と印象は違うのだなと思いました。

○司会者

今、7番さんからのお話に出てきた精神科医には、1番さん、2番さんの事件でも精神科医として鑑定していただいた結果を証人尋問でお伺いしましたし、3番さん、4番さんの事件では、法医学の先生のお話をお伺いしました。こうした専門的な領域にかかわる証人の方の証言についてはいかがでしたか。わかりやすいものになっていたかどうか、こういうところはちょっとわかりにくかった、こういうところを改善したほうがいいのではないかな等、お気づきのことがあれば、教えていただければと思います。

○裁判員経験者3

法医学の医師がつくられた書類は、傷害を受けた脳の損傷というもので、説明のためにイラストだとかデータというものをたくさん載せていらっしやったのですが、書類の文字が小さくて見えないという方もいらっしやいました。声のボリュームについても、私たちはぎりぎり聞こえましたけれども、もう少しお年を召した方には、見えづらい、聞こえづらいと思われるだろうと感じました。裁判員にもわかるように、しっかり伝えたいという思いからか、逆にボリュームが多過ぎて、処理ができないという言葉も出ていました。余白や文字のサイズなど、もう少しレイア

ウトを工夫して、目で追っていきやすいように配慮があったほうが、今後参加される方のためにもいいのかなという印象を持ちました。

○裁判員経験者 2

精神科医の先生の証言では、被告人の病名が私たちも聞いたことのないもので、検察側の方は自分たちが呼んでいるのでよくわかっていると思うのですが、弁護側は困惑しているという場面が見られました。弁護側が質問をしても、先生は、「これです。」と断言していらっしゃって、反論につなげることができていなかったのではないかという印象を受けました。

○司会者

2番さんにとっては、精神科医の先生のお話自体は、どうでしたか。

○裁判員経験者 2

私にとってはわかりやすかったと思いますが、他の裁判員、補充裁判員の方たちの中には、同じような名前の病気と何がどう違うのかといったことについて、理解が難しかった方もいたのではないかと思います。

○裁判員経験者 1

私たちから見たら同じようにとれる言葉が、別々の病気の症状であるということ、弁護人からの反対尋問で精神科医の先生は一貫して回答されていたので、違うという先生の証言は事実なのだろうと認定はしましたけれども、どう違うのかというのは専門的過ぎてわかりにくかった部分がありました。最終的には、専門家の先生がそうおっしゃるのだから、そうなのだろうという納得をしました。

○司会者

似たような症状なのに、違う病気と整理されているところが、若干わかりにくい部分があったということなのではないでしょうか。わかりました。

では、次の話題に進みたいと思います。証拠調べの結果を踏まえて、検察官が論告を、また、弁護人が弁論をするということになりますけれども、論告や弁論について、証拠調べの結果を踏まえたものになっていたかどうかなど、お気づきの点

があればお話しいただければと思います。

冒頭陳述で強い印象を受けたという、3番さん、4番さんはどうでしたか。弁論ではどうでしたか。

○裁判員経験者3

弁論を聞いていたときも、やはり私たちに届けようとして言葉を選び、伝わるようにつくった書類だということを感じました。届けようという気持ちがあるからできる書類なのだと思います。検察官の方も弁護人の方も、これまでの裁判の流れを最終的にわかりやすくまとめる力がすごいということが、印象に残りました。

○裁判員経験者4

検察側の方も弁護人の方も、すごくわかりやすかったです。検察官の方は、最後の論告のとき、あまり感情的にならないように、ずっと淡々と説明されていたのですけれども、手が少し震えていて、ここに至るまでにいろいろ調べてきて、伝えたいことがあって、感情が入っているのだなということがひしひしと伝わりました。

○司会者

ありがとうございます。

次は、評議の関係について話題にしたいと思います。評議は守秘義務に当たる部分もあって、なかなかこの場で話がしづらい部分もあるかもしれませんが、御自分の意見が言いやすい状況だったか、あるいは、裁判官からの説明はどうだったか、過不足はなかったかといったところについて、御意見、御感想を教えてください。

○裁判員経験者1

自分の意見は十分に話すことができたと思っています。先ほども少しお話ししましたが、法廷に入る前に、難しい言葉については、こういった部分に気をつけて聞いてくださいという、考え方の方向性を裁判官の方から聞いていたので、実際に法廷で話を聞いた後も、その内容についてしっかりと評議をすることができました。評議の中では、裁判官の方々や、他の裁判員の方々のおかげで、自分たちの

意見を話しやすい雰囲気できていたと感じています。ただ、どうしても量刑の部分ではすごく悩みました。

○司会者

ありがとうございました。量刑の関係で悩まれたということでしたけれども、裁判官から、量刑の考え方、いわゆる行為責任について、犯情を中心に考えるのですよという説明をしたり、量刑の過去のデータベースを評議の中で利用したりしているのですけれども、そのあたりはどうでしたか。

○裁判員経験者1

量刑の部分で悩んだのが、量刑のデータベースを見せていただいて判断をするところでした。担当した事件は放火殺人ということで、それに適用できるデータがなかなかないというか、放火についての量刑データと、殺人についての量刑のデータを単純に足し算で考えていいのか、一つの事件として見たほうがいいのかということにとっても悩みました。

○司会者

確かに、データベースの仕様上、殺人と現住建造物等放火の両方を一緒に抽出することはできない設定になっていますので、そういう悩みがあったということですね。わかりました。ありがとうございます。

では、評議全般に関する御感想、あるいは、量刑を導くうえで、量刑データベースや、裁判官から量刑の考え方について説明したことに関して、何か御意見、御感想とかがあれば、教えていただければと思います。

○裁判員経験者3

量刑データベースで条件を指定していくと、複数の事件がヒットして、それを見ながら、「これよりはこちらのほうがもっと悪質よね。」などと話をしていました。量刑の評議のころにはみんな打ち解けていて、意見も出やすかったです。やはり、量刑データベースがなければ、結論を導けなかったという声もあって、私も実際にあれがなければ、自分が人を裁くなんてできるのだろうかと考えていたと思い

ます。評議については、本当に皆さん、話しやすい雰囲気づくりのために、すごく親しみやすく声掛けをいただいていたいました。評議の中で、他の方から「自分はそうは思わない。」という意見が出たこと自体も、私はよかったなと思っています。みんなが同じ意見を持つ必要はなく、補充裁判員の方も含めた8名が、それぞれ違う人生経験をされていて、違う考えを持っているからこそその裁判員制度なのだなということも感じました。

○司会者

ありがとうございます。6番さん、7番さんは、何か評議に関しての御感想はありますか。

○裁判員経験者6

データベースや、裁判官の方たちの意見を聞いて、量刑の決め方はわかりやすかったのですが、量刑を決めるときに、自分たち裁判員の票が裁判官の方と同じ一票だと知らなかったのが、何日か参加しているだけの私たちが、専門家である裁判官の方と同じように、人の量刑を決めていいのかなという不安は少しありました。

○司会者

ありがとうございます。

皆さんが今回、裁判員裁判に参加していただいた経験は、その後、何かプラスになっているのでしょうか。あるいは、むしろマイナスだったということがありますか。また、これから法曹が改善していけるような点として、どういうものがありますか。

○裁判員経験者2

私は裁判員裁判に参加して、経験としてはすごくプラスになっていると思っています。また、この間の12月の裁判の判決の日にはちょっと傍聴したり、裁判員裁判のニュースとか新聞記事とかをよく見るようになったりしました。やはり、自分の経験を伝達、伝播していく役割を担っていくのが、裁判員なのではないかなと思

っています。

就業規則等の関係で、裁判員になったことについての配慮というのはあまりないと感じます。制度が始まってからも10年経っているので、国民の義務であるということを、広報活動などを通じて、若い世代も含めてもっと伝えていっていただけたらと思います。

学生や社会人でも参加できるような、裁判員裁判についての見学会などを増やして、気軽に来られる、開かれた裁判所というイメージを発信できるとよいのではないかと思います。先日も、夜の裁判所見学というイベントがありましたが、ああいうものをもう少し増やして、見学や傍聴がしやすいイメージを作れたらいいのかなと思います。裁判所だけではなくて、弁護士や、検察も、仕事体験とか、そういうものがあってもいいのかなと、子育て世代としては思います。

あとは、裁判員にとって、判断の材料になるのは証拠なので、弁護人や検察側の方には、公判前の手続で整理するにしても、証拠を絞りすぎずに、こちらの判断の材料を増やしてほしいと思いました。

○裁判員経験者3

私は、制度に対して「もっとこうの方がいい。」というのは一切ないです。ただ、最初に封書が届いたときに、「わ、面倒くさい。何だろう。」と思った自分の感覚は、変えていきたいと思いました。これが多くの一般人の感覚だと思います。

私は自営業なので、休みをとることは問題ありませんでしたが、やはり参加された8名のなかには、シフトが変わってもらって大変だったとか、4番の方も言われましたけれども、会社の人に、「本当に行くの。」と言われたとか、そういう世の中だということが、私はショックでした。国民の義務であるということがもっと伝わっていくべきです。どうしても子育てや介護があるという方は辞退することもできますし、私もそのことはよく伝えています。

裁判員を経験させてもらった私たちが、「封書が届いたら、ぜひ参加して、いろいろな経験をしてほしい。」ということ、身近な人たちにもっと伝えていくよ

うにしていきたいと思います。

○裁判員経験者4

私は、マイナスになったということは全然なくて、すごくプラスになったなと思っています。裁判の評議の最中も、裁判官はお三方とも一生懸命に話しやすい雰囲気をつくっていただいて、スタッフの方も皆さん優しくかったですし、お弁当もおいしかったですし、すごくよかったですと思います。法曹の方は皆さん格好よくて、それに影響されて、テレビドラマとかにはまっています。

○司会者

ありがとうございます。では、検察庁、弁護士会から御出席いただいている方からも何か御質問等があればどうぞ。

○検察官

鹿児島地検の検事の濱宮です。まず、検察官としての立場からというよりは、一個人としての質問なのですけれども、皆様、裁判員を経験される前と後で、報道される世の中の刑事事件の裁判について、検察官が求刑する量刑の重さとか、裁判官の判断する判決の内容とか、そういったものに対する見方には、何か変化がありましたか。あるいは、例えば、前は「人が一人死んだのに、何で死刑ではないのか。」というお気持ちがあったとして、それがこんなふうに変ったとか、そういう変化があったのかということについて、もし何かあれば、お答えいただきたいと思います。

○裁判員経験者2

裁判員になる前までは、被告人を裁くために、死刑だろうが何だろうが、とりあえず求刑しているように思っていて、検察って本当にひどいところなのだと思っていたのですけれども、実際に、裁判員を経験してみて、検察官の方たちの求刑も、法律にのっとって、何年ですよということを出していたのだなということがわかって、イメージが大分変わりました。

ほかの裁判例を見ていると、裁判員裁判で出された判決が控訴審で覆ったとい

うものもあって、「裁判員制度の意義って何なの。」という思いも持ちました。裁判員制度にも、もう一つ上の控訴審の段階での裁判員制度があってもいいのではないかと考えています。

○裁判員経験者1

いろいろな事件に対して、例えば、判決を見て、この量刑にはどういう考えがあったのだろうと思うようになりました。中身を見ていないので、思いをはせるということしかできませんが、どういう裁判がそこで行われたのかを考えるようになったという点で、事件の報道に対する見方は、裁判員をすることによって大きく変わったなと思います。

○裁判員経験者3

ある事件の報道があったときに、それまでは求刑とかに対して関心がないというか、「それは重いでしょう。」、「それは軽いでしょう。」なんて思わずに、ただひどい事件だなと感じるだけだったのが、「この求刑っていうことは、きっと、この人はよっぽど悪いことをしたのだろうな。」とか、そちらから事件を見るようになりました。

○検察官

今のは一個人としての質問だったので、一検事としての感想を述べさせていただきます。今日の冒頭で、裁判員に選ばれるまでの緊張感とか不安とか、そういったお話がありましたが、私も一事件を一生懸命やるということを考えていると、裁判員の方々はどういう書証、どういう文書を見たら一番わかりやすいのかとか、この裁判を円滑に進めていくにはどうしたらいいかというところばかりに着目していて、皆様がどういう思いでその裁判所に集まってきていただいている、どういう思いで評議をされていくのかというところについては、見えていなかったところがあったと反省しました。裁判員の皆様に集まっていただくことへの思いや御苦勞をもう少し感じながら、今後の自分の担当する裁判員裁判に取り組んでいきたいと思えます。私からは以上です。

○司会者

ありがとうございます。永里先生、どうですか。

○弁護士

弁護士の永里です。私からは、弁護人、検察官のプレゼンテーションのスキルですとか、工夫についてどう思われたかということをお伺いしたいと思います。各事件で、弁護人、検察官が資料を配ったり、パワーポイントを使ったりして、自分の主張をわかりやすく伝えるためのプレゼンテーションの工夫をしていたと思います。皆さんが社会生活をする中で、そういうプレゼンテーションを見たり、御自分でされたりする機会もあると思うのですが、弁護人、検察官のプレゼンテーションのスキルですとか、工夫について率直にどう思われましたか。まだまだ全然練習が足りていないと感じたとか、もっとこうしたらいいのではないかと、そういう改善点があれば、お聞きしたいと思います。

○裁判員経験者 1

自分が担当した事件について、率直に言わせてもらおうと、検察側の資料のほうが見やすかったです。資料のつくりが、頭に入ってきやすかったと思います。

裁判の中で、弁護人が被告人に質問したことに対して、弁護人の想定する以外の答えが返ってきているのではないかと思われる場面があって、こうなってくると、弁護人の方々は大変だろうなと思いました。

○裁判員経験者 4

お話のスキルがすごく高かったと思いますけれども、配られた資料に関してのざっくりとした印象は、ちょっと古いというか。何か前もってデータ化してあって、それがパッと出てくるとか、もう少しスムーズにいかないのかなと思ったところがありました。

○司会者

検察官請求分の証拠書類は、PDFファイル等がモニターに直接映されて出てきたと思いますが、もしかすると、弁護人が請求された書証は、証言台の横にある

書画カメラに置いて映したような感じでしたかね。その辺をもう少し近代化してほしいということですか。

○裁判員経験者 4

そうですね。あと、資料も白黒が多かったかなとか、使っている紙の質とか、ちょっと、やはり普段から仕事でもそういうプレゼンの場があるので、ちょっと古いかなというイメージがありました。

○司会者

それでは、報道関係者の方々との質疑応答を始めます。

○共同通信

今日は貴重なお話をありがとうございました。我々は、事件報道とか司法報道に携わっているのですけれども、御自身で担当された事件について、例えば、発生時の事件報道なども御覧になったかと思うのですけれども、この報道に対して何か思うこと、改善すべきことなど、お感じになったことがあれば、教えていただけますでしょうか。

○裁判員経験者 2

私の担当した事件が起きた当時のニュースをさかのぼって探してみると、書かれていることが実際と違っていると感じたことがありました。最初の報道は警察からの情報によるものなのか分かりませんが、実際の裁判で見る内容と比較すると、ちょっと違うんじゃないかなと思いました。

新聞記事のように、文字になっていると、それを見て実際に正しいと思ってしまふ方たちもいらっしゃると思うのですけれども、実際に私たちが担当した内容から見ると、判決が出たときのニュースの文章というのは大分間引きされているのではないかなと感じている部分があります。文字数や時間の制約があるとは思いますが、できれば正確な情報、正確な内容をお伝えしていただけると、亡くなった方たちも含めて、ほっとする部分もあるんじゃないかなと感じました。

○裁判員経験者 1

今、2番の方もおっしゃったように、文字数の制約などがあるのかなとは思いますが、例えば、被告人が述べた言葉の一部だけを切り取って報道されてしまうと、私たちが法廷で受けた印象と、新聞報道などを通して受ける印象が、違ってくることがあると思います。もちろん、そういうことがないように書いていらっしゃると思うのですが、そういったところに報道の難しさがあるのだろうなと感じました。

○裁判員経験者4

私も実際に参加した裁判の報道を見て、そのときの報道から受けた印象と、自分が裁判を通して受けた印象は大分違うなと思いました。その事件は介護を長年していた末の傷害致死だったのですけれども、ネットニュースを見ると、それに対してコメントが何百とあって、それらのコメントはおしなべて、「介護疲れだからしょうがない。」みたいな論調でした。マスコミの方のニュースの書き方次第で、事件への印象って変わるのだなとは思いました。

○共同通信

裁判員として受けた印象というのは、やはり「介護疲れ」というのは、事件の内容に対して、単純化され過ぎているという印象だったということでしょうか。

○裁判員経験者4

そうですね。突発的に起こった事件だったとは思うのですけれども、事件に至るまでにはいろいろなことがあって、それが報道だと、何となく「介護疲れによって」、みたいに、その言葉で簡単にまとめられている印象を私は受けました。

○裁判員経験者2

今の事件の判決は私も傍聴させていただきました。介護の従事者としては、「介護疲れ」と「介護虐待」は、本当に紙一重だと思っています。事案としては傷害致死でしたけれども、介護疲れというよりも、虐待があつたのではないのか、介護士さんたちは把握していたのかとか、公的機関への報告はどうだったのかとか、そういった背景事情がたくさんあるので、報道と実際の裁判で受ける印象が違ってくることがあるのではないかと思います。そういった点で、正しい情報を伝えてい

くべきなのではないかと感じていました。

○共同通信

遺体の写真などの証拠調べについて、検察の方はより実態を見て判断してほしいという思いもあるだろうし、他方で裁判所としては、裁判員の精神的負担に配慮しなければならないという折り合いが難しいと思うのですけれども、もっと具体的に、詳細なものを見たほうがよかったとか、あるいは、今回のような形で加工されていてよかったとか、そのあたりで思うところがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

○裁判員経験者3

現場の写真などについては、私はあってよかったと先ほどお話しさせていただいたのですけれども、やはり、それによって精神的なダメージをその後もずっと引きずってしまわれる方もいるだろうと思います。例えば、そういう証拠について「モザイクとか白抜きとかの加工をして欲しい」とか、「加工をしてあっても見たくない」とか、「見ても平気だ」とかの選択肢が事前にあれば、参加について考えるときに負担に思うことが減って、最初から辞退しようという人は減るかもしれないと思いました。「積極的に見たい」という人間はいないだろうと思いますが、被告人の人生に真剣に向き合って量刑を決めないといけないと考えると、私はそういう証拠についても、もっとちゃんと見たい、知りたい、わかりたい、と思うようになりました。

○裁判員経験者1

自分が担当した放火殺人事件では、遺体の写真といったものは一切なく、火事現場の写真はを見せていただいたかと思います。ただ、人が亡くなっていて、その方自身は何も言葉を発することができないわけです。実際に写真は見ていませんが、遺体の写真があったときには、恐らく、心証は変わっていたんじゃないかなという気はします。実際に見るのと言葉で聞くだけでは大分違います。確かにショッキングなものだと思いますし、見るか見ないかは、先ほど3番の方がおっしゃったよう

に、選択肢があるのが一番いいかなとは思いますが、どうしても人が亡くなっている場合、実際に被害を受けた方の言葉を聞くことができないので、そういった写真もあったほうが少しでも伝わるのかなという気はしました。

○南日本新聞

今のお答えに重ねての御質問なのですけれども、御遺体の写真があったら心証が変わってしまったらとおっしゃいましたが、実際に見られていたら、それは量刑ですとか、そういったものに影響してくる可能性があったという意味なのでしょうか。

○裁判員経験者 1

あくまで個人的な意見ですが、評議の中ではできるだけ自分の感情を押し殺して、証拠等だけで判断をしていかなければならないとは思っているのですけれども、やはりその証拠の背景まで想像してしまう自分がいたのは事実ですし、恐らく、見ていれば影響はあつたらうと考えています。

○南日本新聞

ありがとうございます。もう1点、呼出状が届いた際の気持ちのところ、1番さんと3番さんから、「どんな事件かも何をするかもわからないし、不安だった。」というお答えがありましたけれども、呼出状が届いた段階で、事件についてどこまでの情報が分かっていたら、もっと不安なく参加できると思われるのか、御意見をお伺いしたいと思います。

○裁判員経験者 3

どこまでと言われても、なんとも言えませんが、選任手続の日に、初めて被告人のフルネームや、事件の内容を聞いて、それによって負担が軽くなってもいないし、増してもいないと、思い返してみても感じます。封書が届いた時点で、「こういう内容だったら気が楽だわ。」とか、「参加できるな。」と思って選任手続に向かうイメージは、私の中では持てないです。

○共同通信

裁判の最後に被告人にメッセージを発する、訓戒の場面について、まず、発出するかどうかをどういうプロセスを経て決めているのか、また、担当された裁判の中で込めた思いについてお感じになるのであれば、教えてください。

○裁判員経験者2

多分、テレビの影響だと思うのですが、裁判で裁判長が何か諭すような言葉を言うことがあるんじゃないかと、裁判員の皆さんも思っていたようで、意見を求められたらこういう言葉を言おうと考えていました。評議の中で裁判長から裁判員に、「何かありませんか。」ということ聞かれて、「私たちはこう思います。」とお話をさせてもらった内容を、裁判官の方たちが四苦八苦されて言葉にされて、それを述べていただいたということで、私たちにとっても、ぐっとくるものがありました。この思いが本人に届くかどうか、裁判を傍聴された方たちがどう受け取るかということまで含めてのメッセージということで、裁判長にメッセージを読んでもらったという形です。

○裁判員経験者3

私たちが担当した事件では、被告人が自暴自棄にならないように、しっかりと生きていってほしいという思いから、裁判員の皆さんそれぞれから、伝えたいメッセージが出てきました。「罪は犯してしまったけれども、あなたも一人の人間。私たちの命は、誰か親がいて、つないできた命なのだ。私たちはたまたま判決を下す場所に座っているけれども、事故であれ火事であれ、その被告人席に座ることがある。同じ命で、人生なのだから、それを大事に生きていってほしい。」というメッセージでした。被告人に伝えながら、自分たちの人生も振り返ることができた大事なメッセージだったと思います。

○裁判員経験者6

私たちが担当した事件は、被告人がまだ若く、お母さんしか味方がいないという意識を持っているようだったので、刑を終えて出てくるときもまだ若い年齢の被告人に、「お母さんのほかにも周りに味方はいるのだよ。」と伝える気持ちを強く

込めた訓戒だったと思います。

○裁判員経験者 1

裁判長から、「訓戒ということができるのだけど、どうしますか。」という話があって、裁判員それぞれが、自分たちはこういう意見を持っているというのを伝えた上で、裁判長がうまくまとめて、訓戒として発していただいたという流れだったと思います。その言葉は、当然、被告人に対しての言葉ではあるのですが、その周囲に対しての言葉も入っていると思います。報道の方々に対しては、個人的なお願いではあるのですが、できる限りその訓戒の部分についても発信をしていただくと、周囲の方々にも伝わっていくのではないかなと思います。よろしくお願いいたします。

○司会者

では、質疑応答に関しては、以上ということにさせていただきます。